

ID: 30

担当部署: 教育部 図書館

処分の概要	利用カードの交付		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市図書館設置条例施行規則 第5条第3項		
例 規 番 号	平成13年教委規則第30号		
【根拠条文】 (貸出しの登録等) 第5条 図書館資料の貸出しを受けることができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 市内に在住し、在勤し、又は在学する者 (2) 市内に所在する団体 (3) 多摩北部都市広域行政圏協議会を構成する小平市、東村山市、清瀬市及び東久留米市に在住する者 (4) 四市行政連絡協議会を構成する武蔵野市、三鷹市及び小金井市に在住する者 (5) 練馬区に在住する者 (6) 前各号に掲げる者のほか、館長が特に必要と認める者 2 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、前項各号のいずれかに該当することを証明する書類を提示して、登録・登録内容変更申込書(様式第1号・様式第2号)を館長に提出しなければならない。 3 館長は、前項の規定により登録・登録内容変更申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、図書館資料の貸出しを受けることができる者としての登録(以下「登録」という。)をし、当該登録・登録内容変更申込書を提出した者に西東京市図書館の利用カード(様式第3号。以下「利用カード」という。)を発行するものとする。ただし、第1項第3号に規定する市に在住する者がそれらの市のいずれかから当該市の図書館資料を借りることができるカード(以下「共通利用カード」という。)の発行を受けている場合は、利用カードを発行しない。 4 登録の有効期限は、個人については当該登録をした日から起算して5年を経過する日とし、団体については当該登録をした日の属する年度の末日とする。 5 利用カード又は共通利用カードの発行を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 27 年 7 月 1 日